

## 教育課程における学校給食指導の変遷

布 川 和 恵

### Abstract

The purpose of this paper is to trace the history of the school lunch guidance observed in the curriculum standards after it started as a part of school education. For this purpose, the past and current Courses of Study since 1958, the series of the Guide Book for School Lunch since 1952, and the series of the Guide Book for Instructions on Food since 2007 were analyzed to examine the philosophies, fundamental principles and expected teaching methods of school lunch guidance in various periods of the post war era.

The results of this analysis are as follows. First, it was confirmed that the philosophy of the school lunch guidance has continued to have an affinity with that of the current “Shokuiku” (Food and Nutrition Education) since the school lunch as an educational activity was first placed in the school curriculum. Second, the process was demonstrated in which several educational roles were newly added to the school lunch guidance as the time passed by and, as a consequence, the school lunch guidance has been gradually incorporated into the “Shokuiku” .

キーワード……学校給食 給食指導 学習指導要領 給食指導の手びき 食育

### はじめに

本稿は、食育政策の展開過程研究の一環として、学校における食育の導入と展開の過程を、近年重要性を増してきた学校給食の教育的な意味づけの変化という側面から探るものである。

平成 17(2005)年の食育基本法の成立や平成 18(2006)年の食育推進基本計画の策定を経て、平成 23(2011)年 3 月、第二次食育推進基本計画が策定された。食育の推進は「周知」から「実践」の段階へと入り、学校教育においても、学校給食法が目的に関する条文も含めて大きく改正されるとともに、学習指導要領に「食育の推進」が位置づけられた。「食育」という文言はすっかり教育現場に浸透した感があるが、学校教育では食育基本法の成立以降に食に関する指導(食教育)が導入されたのではなく、それまでも給食指導を含む特別活動などの領域や各教科を通して食に関する指導は行われてきた。また、「食育」という概念自体は、もともと明確な定義

付けがされたうえで使用されているものでもない。しかし、学校教育においては、食育基本法や食育推進基本計画に基づいてこの概念が導入され、従来行われてきた食に関する指導が「食育」に包摂されるかたちで現在に至っている。つまり、食に関する指導が「食育」という視点を踏まえた指導へと変容している。

文部科学省は、「食に関する指導については、これまで明確な体制整備がなされてこなかったため、地域や学校ごとに取組は区々であったというのが現状」<sup>1)</sup>であったという認識のもと、「食に関する指導体制の整備」として平成 17(2005)年 4 月から栄養教諭制度を導入した。平成 18(2006)年策定の食育推進基本計画において、栄養教諭は「各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員」であると記述された<sup>2)</sup>ことや、同年に初めて公表された食育白書において、栄養教諭は「学校における食育推進の要」と記述された<sup>3)</sup>ことから、文部科学省における食に関する指導体制の整備は、食育の推進を考慮したものであったことは明らかである。栄養教諭の職務は、学校給食の管理とともに、食に関する指導を一体のものとしてなすことである。学校教育において、栄養教諭は教諭や養護教諭と並んで児童・生徒に対する指導を単独で担うことが可能な教育職員として位置付けられた。そして、現在、学校における食に関する指導は、給食の時間をはじめ、教科指導や学級活動、総合的な学習の時間など学校教育のなかで、学校給食を生きた教材として活用しながら広く行うこととされており、ここでは、「学校給食」が食に関する指導全体の中で大きな意味を持つようになっている。

しかし、この栄養教諭制度の創設に関しては、学校栄養職員のための資格新設であるとする向きがあった<sup>4)</sup>ほか、これまで食に関する指導が実際に行われているなかで、あえて新たな制度を創設してまで栄養教諭制度を導入することに対して、教育関係者から戸惑いや疑問の声が上がるなど、教育界に唐突感を残したまま制度化に持ち込まれたという指摘がある<sup>5)</sup>。これは、国が打ち出した「食育」政策に基づく教育施策としての意図が、教育現場には十分に伝わらないまま制度がスタートしたことを示すものであろう。学校給食が教育活動の一環として考えられるようになったのは戦後のことであり、学習指導要領においては、昭和 33(1958)年改訂の小学校学習指導要領および中学校学習指導要領で「学校行事等」に位置づけられた。その後、昭和 43(1968)年改訂の小学校学習指導要領および昭和 44(1969)年改訂の中学校学習指導要領からは「特別活動」の「学級指導」に、平成元(1989)年改訂の小学校学習指導要領および中学校学習指導要領からは「特別活動」の「学級活動」に位置づけられている。しかし学校給食は、戦前開始時からの発達史をたどると、社会政策的側面や栄養（公衆衛生）政策的側面、軍事政策的側面、食料政策的側面、教育政策的側面、福祉政策的側面、農業政策的側面などの多彩な側面がからみあって発展してきており、その間には、「学校給食は『教育』か『福祉』か」といった教育関係者の論争や、行政改革の見地からの給食の合理化論と給食聖域論との給食財政関連の論争、学校給食と農業との接点を食料問題の一環として捉えるか農業問題の一環として捉えるかという政策的位置づけについての農政関係者の論争が起こるなど、その時々政策課

題を内包しながら展開してきた<sup>6)</sup>。また、学校給食の実施については現在でも努力義務にとどまっており、その実施や指導に関しても一様ではない。学校給食は、「教育活動の一環」として位置づけられているにもかかわらず、制度的には十分な安定を得ているとは言い難く、これらのことも教育施策としての学校給食の意図を分かりにくいものになっているといえよう。

これらの背景を踏まえた上で、本稿では、戦後、教育活動の一環として位置づけられた学校給食が、その後の教育課程においてどのような教育的意図を持って実施され、その指導はどのように考えられてきたのか、教育課程における学校給食指導の変遷を明らかにすることを試みる。尚、学校給食は、昭和 29(1954)年に成立した学校給食法によって、学校給食の目的や目標が規定され、昭和 33(1958)年から小学校学習指導要領および中学校学習指導要領に位置づけられるが、各教科とは異なり、学習指導要領において、学校給食の具体的な指導の詳細は示されていない。そのため、本稿では、学校給食指導の変遷をたどるにあたり、学習指導要領における記述のほか、これまでに文部省（文部科学省）が学校給食指導のための参考として発行した手引書等の内容も手がかりとすることにした。また、本稿においては、戦後の学校給食制度が、まず小学校児童を対象として始まり、その後、遅れて中学校を含む義務教育諸学校へと制度拡大していったことから、その指導内容の分析については、主として小学校の学校給食指導を対象とすることとした。

## 1. 戦後の教育活動の一環としての学校給食の始まり

### (1) 戦後の学校給食の再開と学校給食法の成立<sup>7)</sup>

周知のように、我が国の学校給食は、明治 22(1889)年に山形県鶴岡町（当時）の私立忠愛小学校において、貧困児童を対象に昼食が無償提供されたことが起源とされている。その後学校給食は、戦争中に一時中断されたものの、戦後の困難な食料事情のなかでアジア救済公認団体<sup>8)</sup>からの寄贈物資や元陸軍用かんづめの放出等を得て昭和 22(1947)年 1 月から再開している<sup>9)</sup>。

戦後の学校給食は、従来からの保健施策的な側面に加えて、新たに教育活動の一環として位置づけられた。昭和 21(1946)年 12 月の文部・厚生・農林三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」では、戦後の新しい学校給食実施の方針が示されるとともに、学校給食の教育的効果が図 1 のように示されている。その後、学校給食は徐々に実施体制が整備されて内容の充実が図られるようになるが、昭和 26(1951)年のサンフランシスコ講和条約の調印に伴い、完全給食実施の財源となっていた占領地域救済政府資金<sup>10)</sup>の打ち切りが決定したため、学校給食の継続は困難な状況となり、学校給食を廃止する学校も現れるようになった。このような状況に対して、学校給食の継続を求める運動が全国的に展開され、学校給食の法制化を求める声が強まっていく<sup>11)</sup>。

昭和 29(1954)年の学校給食法の成立により、学校給食の目標や経費負担等といった学校給食

の基本的な枠組みが規定され、学校給食はその実施に際しての法的な整備が行われた。この法律では、学校給食の目標として、小学校における教育の目的を実現するために、「一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと」、「二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと」、「三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること」、「四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと」、の4つが目標として明記され、以後、学校給食はこの目標の実現をめざして指導が行われることとなる<sup>12)</sup>。

各地方長官 殿

学童の体位向上並に栄養教育の見地から、ひろく学校において適切な栄養補給を行うことは、まことに望ましいことである。

(…省略…)

#### 五 教育的効果

学校給食の実施により教育的効果が期待せられる。

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| (一) 栄養改善による健康の保持増進と疾病の予防 | (六) 民主主義的思想の普及        |
| (二) 栄養の知識を与える            | (師弟間の愛情融和を促進する)       |
| (三) 食事訓練を実施するもつとも好機会である  | (七) 家庭における食生活の改善に寄与する |
| A 手の清潔 B 食器類の清潔 C 咀嚼の習慣  | (八) 郷土食の合理化           |
| D 食事の作法                  |                       |
| (四) 偏食の矯正                | (九) 円満な社交生活の指導        |
| (五) 調理場の清潔整頓             | (十) 欠席者を少なくする         |

図1 学校給食の教育的効果

(文部・厚生・農林三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」(昭和21年12月)より作成)

## (2) 学習指導要領への位置づけ前の学校給食指導

学校給食が学習指導要領に位置づけられたのは、昭和33(1958)年改訂の小学校および中学校学習指導要領においてであるが、それに先だち、文部省は昭和27(1952)年10月に『学校給食を中心とする学習指導』(A5版、全103頁、非売品。以下、昭和27年「手引」と記す)を刊行している<sup>13)</sup>。昭和27年「手引」は、学校給食をめぐる状況が非常に厳しい時期に刊行されていることから、学校給食実施の強化を図るものであったことが推測されるが、ここでは、戦後に教育活動の一環として位置づけられた学校給食の具体的な考え方や指導方法が示されており、学習指導要領に位置づけられるまでの学校給食指導の考え方が記された手引書として注目できよう。同書まえがきでは、「…日々の実際の学校給食の指導ということは、いろいろの困難な問題が山積していて、教師にとっては、決して容易な仕事ではないことも推察される。そ

れかといって、給食の教育目標も確立されず、その指導計画ももたれないで、実施されてよいはずがない」として、昭和 27 年「手引」が、特に学級担任の教師が学校給食の学習指導についての研究を進めるための参考として準備したものであること、そして、学校給食の指導目標が小学校の教育目標と完全に一致することを教師が理解し、各学級の学習指導に応じた目標をたてる場合の示唆となること等をねらいとすることが示される<sup>14)</sup>。

ここでは、学校給食の指導目標は、昭和 27(1952)年 3 月の文部事務次官通達「昭和 27 年度学校給食実施方針」<sup>15)</sup>で示された「学校給食は、教育計画の一環として実施するもので、特に児童の合理的な生活学習を実践する場とすることに努め、あわせて家庭および地域社会における食生活改善に資する」ことであるとし、「教育計画の一環として実施する」ことの趣旨は、教育課程として実施することであると説明する。当時の学習指導要領一般編において、教育課程とは「学校の指導のもとに、実際に子どもたちがもつところの教育的な諸経験、または、諸活動の全体」を意味するものであり、これらの諸経験は、「子どもと教師の相互作用、たとえば教科書とか、教具や設備とか、または給食時に出される料理とかいうような物的なものを媒介として、子どもと教師との間における相互作用から生じる」とされている。そして、そこでの学校給食の指導については、「教師は給食をとおして、子どもが学びうるものを予想して、給食に関する子どもの経験を組織だてる。子どもはこれを学習して、教師が期待したものを修める。このように学校給食が教育計画の一環として実施されてこそ、はじめて教育的価値のあるものとなる」としている<sup>16)</sup>。

また、この昭和 27 年「手引」では、学校給食を児童の「合理的な生活学習の場」とすることについて、「食事が合理的に営まれているという生活を学ぶことは、子どもたちの現在および将来の生活を幸福にするために意義の深いものである」として、実際に生活を営むことを抜きにして学習の効果は上がらないという考え方を示している。そして、給食を合理的な生活指導および効果のある学習の場とするためには、給食によって到達しうる学習の主な目標を明確に教師がつかみ、その上で、望ましい学習の場が構成される必要があるとする。さらに、子どもたちの給食は、子どもの必要や興味のと、彼らが生活する地域社会の必要の面とを併せて考えられなくてはならず、これら二つの面からのさまざまな要素が考え合わされて、個々の学校や学級のプランとして具体的に計画され、教師の指導が展開されるべきであるとしている。尚、同書においては、学校給食の指導目標の中に示された「家庭および地域社会における食生活改善に資する」ということに関して、「今日の小学校がコミュニティ・スクール Community (マ) School であるべきであり、このような性格をもつ学校において行われる給食は、当然その地域社会によって支持され、またその地方の食生活の改善に寄与すべきである」という考え方が示されている。ここでは、学校給食は、その当初より子どもの成長や発達を目的とする教育施策のみではなく、地域社会への寄与をも見据えたものであったということが注目される<sup>17)</sup>。

また、昭和 27 年「手引」では、教師が「給食の学習指導」を行う際の一般目標として、「(1)

人間生活における食事のもつ重要な意義を認め、みんなで楽しく会食することによって、民主的で明るい社交性が身につく」、「(2)日常生活における望ましい食事の習慣が身につく」、「(3)日々の合理的な食生活によって健康が増進する」、「(4)日常生活の食事に関連するいろいろの仕事と責任を科学的、合理的に処理することができる」、「(5)食生活が科学的、合理的に進歩向上する」が示された<sup>18)</sup>。

## 2. 学習指導要領への位置づけ

### (1) 「学校行事等」における学校給食指導

昭和 29(1954)年に学校給食法が成立し、同年中には学校給食法施行令、施行規則、実施基準等が定められ、小学校および特殊教育諸学校小学部における学校給食の実施体制が法的に整えられた。そして、翌々年には学校給食法が改正されて法律の適用範囲が小学校等から義務教育諸学校の全域へと拡大し、中学校においても学校給食の実施体制が整えられた。これを受けて学校給食は、昭和 33(1958)年改訂の小学校学習指導要領<sup>19)</sup>および中学校学習指導要領<sup>20)</sup>において、「学校行事等」の領域に属する内容として、教育課程に位置づけられる。「学校行事等」は、各教科や道徳、特別教育活動と相俟って小・中学校教育の目標の達成のために学校が計画・実施する教育活動とされ、児童・生徒の心身の健全な発達と学校生活の充実・発展に資することを目標とする。学校給食は、儀式、学芸的行事、保健体育的行事、遠足等とともに、この目標を達成するために行われる教育活動となった。

昭和 37(1962)年、文部省は『学校給食指導の手びき(小学校編)』（以下、昭和 37 年「手引」と記す）を刊行する<sup>21)</sup>。昭和 37 年「手引」は、学校給食法で定められた学校給食の目標の達成を目指して、各学校が学習指導要領に基づいた指導を計画・実施するための参考資料として編集されたものであり、ここでは、「学校行事等」に位置づけられた学校給食指導の詳細が具体的に説明されている。

同書では、学校給食指導のねらいについて、「こどもを心身ともに健康に育てるという学校給食のねらいが達成されるためには、たんに給食の献立や調理に栄養的、衛生的な配慮がじゅうぶんに加えられれば、それで足りるというものではなく、進んで食事についての望ましい習慣や正しい理解が、ほんとうにこどもの身につくまでになることが必要である。さらにまた、食事を通しての人間形成として、明るい社交性が育成されることも、学校給食のねらいとして望まれるところである」と説明する。そして、「学校給食が学校行事等の領域に属する内容として教育課程に位置づけられた以上、学校給食の指導は学校行事等の目標に即して行われなければならない」として、その指導は「給食時において、関係の教科、道徳および特別教育活動との関連を考慮して実施されなければならない」とする。ここでは、学校給食の指導は「給食時」に実施する指導であることが明確にされるとともに、「学校給食の指導は、どこまでも食

事を中心として行われなければならないものである。この実際の場に即しながら、既習の事項との関連を考慮して、それぞれの指導内容を確実に身につけさせたり、この時間の経験が新しい学習への動機づけになるようにしていくところに、学校給食の指導の特質があり、教育課程の中における正しい位置づけも、この特質を生かすことによって達成できるものである」と学校給食指導の特質を述べる。さらに、同書では、「食事について正しい理解を深め、栄養について関心をもたせるように指導することは、学校給食の大きなねらいの一つである」として、「給食時に食べている食事の食品の組み合わせや栄養内容等が、身体の発育と健康の増進に、どのように役だつものであるかを、児童の発達段階に応じて正しく理解させることが必要である。食事をする場合、栄養内容はどうかと、関心を深めることができるところまで指導の成果を期待したい」としている<sup>22)</sup>。

一方、学校給食の指導にあたっては、「学校の教育計画の中で、各教科、道徳、特別教育活動およびその他の学校行事等の関連を考えながら、全体として調和のとれた能率的、効果的なものとするためには、適切な指導計画の作成が必要である」として、その作成では、「児童や学校の実情、地域社会の実態などを考慮し、継続的、弾力的な指導ができるように指導の目標や内容を定めなければならない」とする。ここでは、「(1)児童の実情に即すること」、「(2)学校の実情に即すること」、「(3)地域社会の実態や特性を考慮すること」、「(4)関係教科等との有機的関連をもたせるように努めること」の4点への考慮が必要であると、さらに、全教師が参加し協力する体制を整え、正しい理解と関心を持って積極的に指導にあたることや、学校給食の時間は「児童の自主的な活動を通していっそう盛り上げられる」という考えから、児童の活動が適切に実践され、学級における好ましい人間関係を育てることができるよう配慮することが必要であるとしている。ここで注目されるのは、学校給食の指導は、学校給食をささえる諸条件に大きく影響されるものであるということ、あえて記述していることであろう。同書では、当時の学校給食の実施体制、つまり学校規模の大小や、調理室等の施設設備の整備状況、学校給食実施経験の深淺、PTAの協力体制等によって、その指導計画は「差異があるのが自然」とされ、また、当時の食生活の実態も、地域によって合理化の程度や様相に差があることから、地域の経済的社会的実態や地域社会および保護者の学校給食への関心を考慮した上で、学校給食と地域の食生活が互いに好影響を与え合うように学校給食の指導計画を考えることが大切であるとしている。学校給食法の成立によって、学校給食の実施が法的に整備され、学習指導要領においても学校給食が位置づけられたものの、その具体的な指導については、当初より地域によって差異が生じることが見越されていたとも言えよう<sup>23)</sup>。

尚、昭和37年「手引」では、教師が学校給食の指導を行うにあたっての基本的な態度のあり方についても示されている。ここでは、「教師は、児童と食事をともにし、教師相互の共通理解と協力のもとに学校給食の指導にあたるようにしなければならない。なお、この場合、個別指導に配慮し、保健衛生に留意しなければならない」とされたほか、学校給食の特質に鑑みて、

「学校給食は、食事をするという人間にとってきわめて基本的で自然な活動であり、学校におけるいろいろな教育活動の中で、最も自然に教師と児童とがともに同じ立場にたちうるものの一つであろう。この指導上の好条件を活用して根気のよい反復指導を行うことによって効果をあげることに努めることがたいせつである」、「給食時の指導は、食事を通して行われる指導であり、食事についての理解を深めることを目標の一つとしているが、教科などの指導とはおのずから異なるものであることを忘れてはならないし、また楽しい食事のふんい気をこわさないように留意することがたいせつである」といったこと等が説明されている。また、同書では、学校給食の指導上の留意事項として、「(1)病気や事故から防ぐために衛生や安全に努めること」、「(2)望ましい態度を養うために食事の作法を身につけさせること」、「(3)栄養の理解は、その日の食事内容に即して行うこと」、「(4)食べものの好ききらいをする児童については、原因を調べて指導すること」、「(5)そしゃくと休養をじゅうぶんにさせること」、「(6)食事は楽しいふんい気で食べさせるようにすること」、「(7)児童が積極的に参加するように指導すること」、「(8)児童の個人差に応じて指導すること」の8つが挙げられた<sup>24)</sup>。

## (2)「学級指導」としての学校給食指導

昭和 43(1968)年の小学校学習指導要領<sup>25)</sup>および昭和 44(1969)年の中学校学習指導要領<sup>26)</sup>の改訂において、特別教育活動と学校行事等が整理され、新たに「特別活動」という領域が設けられた。この「特別活動」は、「児童活動(小学校)・生徒活動(中学校)」、「学校行事」、「学級指導」から内容が構成されており、今回の改訂によって、学校給食はこの「学級指導」に位置づけられることとなった。

これに伴い、文部省は、昭和 46(1971)年に新たな『学校給食指導の手びき(小学校編)』（以下、昭和 46 年「手引」と記す）を刊行する<sup>27)</sup>。昭和 46 年「手引」では、まず序説において、「学校給食は、児童に栄養バランスのとれた食事を提供することであり、このことにより、すべての児童の健康の増進、体位の向上を図ろうとするものである」と説明され、「健康も体力も幼少期から長期にわたる合理的な栄養の摂取と適切な身体的訓練の実施および適正な健康管理によってつくられる。すなわち、運動、保健、栄養等に関する諸活動が総合的、有機的に行われて、はじめてその実効が期待できるものであり、学校給食は、これらの教育活動の一環として行われるものである」と、学校給食が教育活動の一環として実施されることを改めて明確にしている。また、「学校給食は、学校で食事をいっしょにとることであり、このことにより、児童に良き食習慣を身につけさせるとともに社会的経験を深め、好ましい人間関係の育成をはかるものである」と、学校給食が人間形成上きわめて大切な指導の場であることを説明し、さらに、「国民の食生活の改善にとって組織的な実践活動をなしうる重要な場であり、国民的福祉の課題にこたえる役割もきわめて大きいものと考え」と述べている<sup>28)</sup>。

そして、昭和 46 年「手引」では、改訂された小学校学習指導要領における学校給食指導のね



らいについて、「学級指導」の目標が、「学級における好ましい人間関係を育てるとともに、児童の心身の健康・安全の保持増進や健全な生活態度の育成を図る」とされたことから、「学校給食が学級指導に位置づけられて実施される以上、このねらいに即して指導されなければならないことはいうまでもない」とする。ここでは、「学級指導」の「内容の取扱い」で示された、「学校給食においては、食事の正しいあり方を体得させるとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成し、児童の心身の健全な発達に資するように配慮しなければならない」という部分が、実質的に学校給食の指導のねらいを示しているとして、各学校では、これを踏まえた上で、地域や学校の実態や児童の発達段階に応じた具体的なねらいを設定し、指導にあたる必要があるとしている。尚、同書では、学校給食指導のねらいについては、食事についての望ましい習慣の育成や、食事についての正しい理解、明るい社交性の育成といった従来からの学校給食指導のねらいが踏襲されるが、当時の学校給食の指導に関して、「一部では、教科における指導にみられるように知的理解面に重点をおいた指導がなされ、そのため食事本来の楽しさが失われている場合もみられた」と指摘し、その上で、学校給食の特質を生かした指導、すなわち、「楽しい食事を通して食事の正しいあり方を体得させるとともに、好ましい人間形成に資していく指導」に重点を置いている<sup>29)</sup>。

そして、そのための指導計画を作成するにあたっては、学校の教育計画全体の中で、他の教育活動との関連と調和を図り、発展的に指導がなされるよう配慮することや、学校の実態や児童の発達段階に応じ、無理なくねらいが達成されるよう配慮することが必要であるとする。ここでは、児童の実態とともに、学校の施設設備の実情に応じ、運営管理面を考慮しながら指導できるような弾力性をもった指導計画であることが必要であるとして、指導計画作成の条件として「(1)児童の実態を考慮すること」、「(2)学校の実情を考慮すること」、「(3)他の教育活動との関連を考慮すること」、「(4)地域社会の実態や特性を考慮すること」の4つを挙げている。さらに、全教師が参加し協力する態勢を整えることや、学校給食指導の効果は「児童の自主的な活動を通していっそう盛り上げられる」という考え方に基づいて、委員会・係などの活動との関連を考慮し、好ましい人間関係を育てることができるように配慮することが望ましいとしている。尚、同書では、「現在においては、学校給食はそのほとんどが学級中心で実施されているが、食堂における給食は学級を越えた交流や指導の場が得られ、教育効果も非常に大きいと考えられるので、全校またはいくつかの学年の児童が一堂に会して食事をとる方法も考える必要があろう」として、食堂で学校給食を実施する場合の指導計画作成上の留意点についても触れられている。これは、今後における学校給食指導の新たな形態の普及を見据えたものとして注目されよう。そして、同書においては、指導上の留意事項として、「(1)食事を楽しいふんい気とれるように努めること」、「(2)食事についての基本的な習慣が身につくようにすること」、「(3)病気や事故を防ぐために清潔や安全に努めること」、「(4)ひとりひとりの児童をよく観察し、個人差に応じた指導について考慮すること」、「(5)食べ物の好ききらいをす

る児童については原因を調べて適切な指導をすること」、「(6)栄養についての指導は、その日の食事内容に即して行うこと」、「(7)児童が自主的に活動に参加するよう指導すること」が挙げられた<sup>30)</sup>。

尚、教育課程において「学級指導」に位置づけられた学校給食の指導は、昭和 52(1977)年の小学校学習指導要領<sup>31)</sup>および中学校学習指導要領<sup>32)</sup>の改訂においても、引き続き、「学級指導」として位置づけられる。ここでは、特別活動の目標は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」とされ、学校給食の指導を含む「学級指導」の指導計画の作成と内容の取扱いについては、「学校や学級の実態に応じて計画的に取り上げ指導するものとする」（小学校）とされた。

### (3)『新学校給食指導の手びき』の刊行

昭和 59(1984)年、文部省はこれまでの『学校給食指導の手びき』に検討を加え、『新学校給食指導の手びきー思いやりの心とたくましい体づくりを目指してー』（以下、昭和 59 年「手引」と記す）を刊行する<sup>33)</sup>。昭和 59 年「手引」は、教育課程における学校給食指導が前面に出されたこれまでの手引書と比べて、学校給食全体を包括的に捉えた詳細な学校給食指導の説明が行われており、学校給食の意義や特性、学校給食の指導上の課題や改善のための方向性、これらを踏まえた学校給食指導の基本、さらに、学校給食指導のための組織のあり方、学校給食指導の今後の展望までが示された。

昭和 59 年「手引」において、学校給食は、「戦後、学校給食は児童生徒の栄養補給を主眼として開始されました。その後、学校給食に児童生徒の心身の健全な発達に資する教育上の役割が認められるとともに、義務教育活動に不可欠な教育活動の一環として、定着するところとなっています」と説明され、このことは、学校給食法における「児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであること」という意義づけからも明らかであるとする。また、学校給食は、学習指導要領において教育課程上に明確に位置づけられ、学校給食指導が、奉仕することの喜びや感謝の念の体得といった教育上の課題を達成する貴重な場となっているとして、今日の学校給食が「児童生徒にバランスのとれた栄養を摂取させることに加えて、豊かな心をはぐくみ、学校生活に活力を生み出す貴重な教育上の意義を有している」としている。また、同書では、学校給食の特性とその指導に関して、「学校給食は『食べる』という人間にとって最も基本的な欲求の充足を本質とするものであり、同時に『毎日繰り返される』行為であるために、意図的、計画的な指導が困難となりやすいことに留意して指導することが大切です」と説明し、ここでは、当時において、「食事の場を通じた指導」に否定的な意見が存在していることや、学校現場の一部で給食指導に消極的な風潮が根強く残っていることに触れながらも、学校給食では、児童生徒が「集団の一員として同じ食事を共にとる」

という体験を通して好ましい人間関係をつくったり、学級集団への適応のきっかけをつかむといった教育上の効果が期待できると説明する。さらに、同書では、学校給食と教科指導との関連についても具体的に述べる。ここでは、「給食時の体験には、家庭科や保健等の学習で得た知識を実際に確かめ、これを実践的に体得するといった補助的な役割を期待することができる」として、毎日繰り返される給食の体験が「生きた教材」としての役目を果たし、「関連する他教科等の学習との結びつきに十分配慮するならば、その効果は大きく高まる」と説明する。そして、そのための学校給食の指導では、教師自身が食事に対して正しい共通認識を持ち、学校給食の特性に十分に留意して適切に指導することが大切であるとしている<sup>34)</sup>。

上述のように学校給食の意義や特性を説明した上で、昭和59年「手引」では、当面する学校給食の指導上の課題を挙げ、それらを踏まえた今後の学校給食指導の方向性についても示唆している。ここでは、「日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと」という学校給食の目標の達成に向けた給食指導の留意点が説明されているほか、学校給食を、児童生徒の栄養補給のための食事の場としてのみ捉えるのではなく、児童生徒の人格形成とかわかって指導する場とするための生徒指導の原理を踏まえた学校給食指導のあり方、そして、学校給食の目標でもある国民の食生活の改善や食生活の合理化に資するための指導のあり方までが示された。同書で注目されることは、学校給食の目標の達成に向けた学校給食の指導について、家庭における食生活とのかかわりや、家庭や学校を取り巻く地域社会とのかかわりにまで踏み込んで説明がなされたことであろう。ここでは、「平均的には豊かになったとされる国民の食生活の下で、児童生徒の食生活の実態をしっかり踏まえた指導の充実が望まれます」として、学校給食が児童生徒の一日の食生活の一部を分担しているという現実を踏まえた上で、家庭等を含む児童生徒の一日の食生活全体の実態を把握した学校給食の指導を考える必要がある、としている。また、そのためには、学校給食の献立作成に主として当たる学校栄養職員と児童生徒の指導に当たる教師とが、密接に連携して児童生徒の健康状態等を把握することが大切であるとして、学校給食の指導に学校栄養職員が参画していくことも示された。そして、同書では、「学校給食は、児童生徒に対する適切な指導を通して家庭における食生活の基盤の強化を図るなど、家庭の教育機能の充実に資するよう指導の充実が望まれます」として、学校給食が、教育基盤の弱まりが指摘される家庭の教育機能の充実に資していくという考え方も示された。一方、「国民の食生活の改善に資する」という学校給食の目標の実現に向けては、児童生徒の食生活の中心を担う家庭と連携を強め、家庭や学校を取り巻く地域社会の実情に即した指導の展開が肝要であると述べる。ここでは、児童生徒の食生活の基本が家庭の食生活にあることや、食生活の成り立ちは本来的に地域性をもつものであることから、児童生徒が地域社会と一体感をもち、その一員として成長していくことを援助するような給食指導の方法の工夫が必要であるとしている<sup>35)</sup>。

そして、学校給食の指導に関しては、学校給食の指導が、学校給食法で示された学校給食の

目標を達成するために行われることを改めて示した上で、その指導は主として給食時に行うとするが、特に指導を必要とする内容については、学級指導の時間に計画的に取り上げて指導することになるとしている。また、学校給食の指導においては、学習指導要領における「学級指導」の基本的なねらいの達成に資する観点から、給食指導上の目標を適切に定めることが大切であるとする。当時の小学校および中学校における特別活動の目標は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達を図り、個性を伸長するとともに、集団の一員としての自覚を深め、協力してよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」とされており、ここでは、学校給食法に定める目標の達成に向けて、給食時の指導および学級指導時の指導が、学校給食の指導全体の中でどのような役割を果たすのか、それぞれの指導の特性に留意しつつ、それぞれのねらいを適切に設定しなければならないと説明している。尚、同書においては、学校給食の指導上の強調点として、望ましい食習慣を自主的かつ実践的に形成するよう努力する態度を育成することや、栄養に関する知識を実際の生活に生かし、進んで食生活の改善に役立たせようとする態度を育てること、勤労に関する体験的な学習とのかかわりをもたせ、奉仕することの喜びや感謝の念を培う指導を工夫すること等が挙げられた。ここでは、学校給食の指導を生涯教育の一環として指導することや、望ましい食事環境やマナーのあり方に関しても適切に指導するということが示されたほか、児童生徒の正しい勤労観を学校教育活動のなかで培う方法の一つとして学校給食の指導が位置づけられた<sup>36)</sup>。

### 3. 「健康教育」と学校給食指導

#### (1) 「学校における健康教育」概念の登場

昭和63年(1988)年7月1日、その後の学校給食指導の方向性に関わる文部省体育局長通知が、各都道府県教育長ほか宛に発出された。「健康教育の推進と学校健康教育課の設置について」<sup>37)</sup>と題されたこの通知では、文部省体育局長の学校保健課と学校給食課が統合されて新たに学校健康教育課が発足したこと、学校健康教育課では学校教育や社会教育の場における健康教育の総合的な推進を図っていくこと等が通知されるとともに、管下の市町村教育委員会等関係機関に対しては、今後において健康教育の推進等を図るよう、指導および周知徹底を行うことを要請している。この通知によって、学校教育の現場では、健康教育の推進が方向づけられることとなる。

この通知では、「健康教育」や「学校における健康教育」という文言が示す概念を明確にした上で、今後における健康教育推進の方針が示される。ここでは、健康教育を「心身の健康の保持増進を図るために必要な知識及び態度の習得に関する教育」として、学校における健康教育を「初等中等教育においては、教科『体育』及び『保健体育』の『保健』で心身の健康・安全全般についての知識を習得させるとともに、『家庭』等の他の教科や『道徳』等でも健康に

関する内容を扱っており、また保健指導、安全指導、学校給食指導など、特別活動や日常的指導を通じて健康な生活に関する態度を習得させることとしているが、学校における健康教育とは、これらを指すものである」と規定する。そして、「児童生徒に生涯にわたり健康で充実した生活を送る能力を身に付けさせるため、今後は健康教育の重視の観点から、このような各領域にわたる指導の有機的連携を強化するとともに、家庭や地域との連携も進める必要がある」と健康教育推進の必要性を述べる。この通知によって、従来、学校の各領域で行われてきた健康や安全に関する指導が、「健康教育」というより大きな枠組みの概念から捉えられることとなり、この枠組みの中で学校給食の指導は、「学校における健康教育」を担う教育活動の一つとして、その位置づけが明確にされた。

尚、この通知では、上述のような健康教育の推進にかかわる事項のほか、健康教育の観点を踏まえた学校保健および学校安全の充実に関する事項、学校給食指導の充実に関する事項についても説明が行われている。このうち、学校給食指導の充実に関する事項では、「学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達をめざし、毎日の食事を通じて健康な食生活習慣の形成を図るものであるから、その指導は健康教育の観点を踏まえ、栄養指導を中心として、実践的、総合的な『食教育』にふさわしい内容を持つものとして、一層の充実を図る必要がある」とされ、このような観点から特に配慮することとして、「教員や学校栄養職員など関係教職員の密接な連携による指導体制の整備」、「栄養のバランスに配慮した多様で魅力ある食事内容の実施」、「食堂、ランチルームの整備、料理形態に即した食器具の使用など食事環境の改善充実」、「学校給食を通じての学校・家庭・地域の連携の推進」、「関係教職員の研修の充実」の各事項が示された。ここでは、学校給食の指導が、健康教育の推進という流れのなかで改めて位置付けられるとともに、「実践的、総合的な『食教育』にふさわしい内容」を持つものへと拡充の方向が示されたことが注目される。

## (2) 「学級活動」としての学校給食指導

平成元(1989)年、小学校学習指導要領<sup>38)</sup>および中学校学習指導要領<sup>39)</sup>が改訂され、特別活動は「学級活動」、「児童会活動(小学校)・生徒会活動(中学校)」、「クラブ活動」、「学校行事」の4つの内容から構成されることになった。この改訂では、特別活動の基本的な性格は変わらないものの、これまでの「学級会活動」と「学級指導」が統合され、新たに「学級活動」が新設された。この「学級活動」は、学級を単位として、学級や学校の生活の充実と向上を図り、健全な生活態度の育成に資する活動を行うことを内容としており、学校給食の指導は「学級活動」に位置づけられることとなった。

学習指導要領の改訂を受けて、文部省は、平成4(1992)年に『学校給食指導の手引』(以下、平成4年「手引」と記す)を刊行する<sup>40)</sup>。平成4年「手引」は、学習指導要領で示された「生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎」や、「個に応じた指導」の重視を踏まえ、給

食指導の充実を図るために作成されたものである。ここでは、当時の児童生徒を取り巻く食事環境について、国民の食生活は一般的には豊かになったと言われるが、不規則な食生活や偏った食事内容から生じる問題、基本的な生活習慣にかかわる食生活上の問題、各種生活体験の不足、人間関係の希薄化等が指摘されているとして、「これらの食事環境の中に置かれている児童生徒に対し、心身の成長期においてはもとより、生涯を通じての健康な食生活に関する理解を深めさせていくこと、及び幅広く健康について考えていく姿勢を培っていくことは、今、学校給食の重要な役割と考えられます」と学校給食の今日的な役割を述べる。そして、学校給食が、成長期にある児童生徒の健康の保持増進と体位の向上に大きな役割を果たしていることや、望ましい食習慣を形成する役割を担っていること、また、学校給食では、みんなで一緒に「食べる」という体験を通して望ましい食習慣を身に付けるばかりでなく、好ましい人間関係を育てる場となっていることを説明し、さらに学校給食では、給食の準備等の共同作業を通じた奉仕や協力、協調の精神、社会性の涵養、郷土食や行事食の導入等による郷土や地域を理解する心の育成、他の教科との関連を図った指導など、多様な教育効果を期待することができることを説明する<sup>41)</sup>。

また、学校の教育活動における給食指導については、「学校給食は実際の食事という生きた教材を通して正しい食事の在り方や好ましい人間関係を体得することをねらいとして行われる教育活動であり、教育課程では特別活動に位置付けられています」と説明し、さらに、学習指導要領の改訂後に刊行された『指導書特別活動編』において、「学校行事」の「健康安全・体育的行事」の内容として「健康・安全や給食に関する意識を高める行事」（小学校）<sup>42)</sup>、「健康・安全や学校給食に関する意識や実践意欲を高める行事」（中学校）<sup>43)</sup>が示されたことから、学校給食の指導は「学校行事」としても取り上げることが可能であるとしている。そして、その指導については、「特別活動として、昼の給食の時間、時間割の中に位置付けられている学級活動の時間や学校行事の時間だけでなく、関連の教科や道徳、特別活動における他の活動など、学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その一層の充実を図ることが期待されています」とされ、教育活動全体で包括的に学校給食の指導を行っていくことが示された<sup>44)</sup>。

そして、平成4年「手引」においては、学校給食指導のさらなる充実を目指すという方向性のもと、健康教育の一環としての学校給食の充実の必要性、校内指導体制の整備を含む学校給食の推進体制の整備、学校給食を通じた学校と家庭・地域の連携の進め方、特別活動における給食指導、児童・生徒に個別に行う給食指導、教科等との関連を図った給食指導、健康教育における学校栄養職員の役割等といった内容についても詳細に記述された。ここで特に注目されることは、学校給食指導における学校栄養職員の役割に関する内容が、前回の昭和59年「手引」よりもさらに詳細に説明されたことであろう<sup>45)</sup>。学校栄養職員の職務については、昭和61(1986)年3月の文部省体育局長通知「学校栄養職員の職務内容について」<sup>46)</sup>において、これまで曖昧さを含んでいた学校栄養職員の職務内容が整理・明確化され、学校給食における栄養

管理や衛生管理、学校給食用物質の管理等だけではなく、学校給食に関する基本計画への参画や、担任教諭等の補佐としての学校給食指導への参加等が学校栄養職員の職務として明確化されている。平成4年「手引」においても、学校給食指導の充実・強化に向けて、学校栄養職員を学校給食の指導体制にしっかりと位置付けるとともに、学校栄養職員の教育活動への参画を、給食指導に携わる教職員に周知させることを意図していたとみることができよう。健康教育の一環として位置付けられた学校給食は、年間指導計画に基づいた給食指導が円滑に実施されるよう、校長を中心とした教職員の指導体制が整えられ、その指導が推進されることとなる。

### (3) 「食育」への包摂

平成元(1989)年の小学校学習指導要領および中学校学習指導要領の改訂で、特別活動の「学級活動」に位置付けられた学校給食の指導は、平成10(1998)年改訂の小学校学習指導要領<sup>47)</sup>および中学校学習指導要領<sup>48)</sup>、平成20(2008)年改訂の小学校学習指導要領<sup>49)</sup>および中学校学習指導要領<sup>50)</sup>においても「学級活動」として特別活動に位置付けられた。健康教育の一環となった学校給食の指導は、この間に栄養教諭制度の創設をはじめとした指導体制の整備が進められ、食育の視点を踏まえた指導の充実が図られている<sup>51)</sup>。

平成17(2005)年の食育基本法の成立、平成18(2006)年の食育推進基本計画の策定を受け、文部科学省は平成19(2007)年に『食に関する指導の手引』<sup>52)</sup>を刊行する。『食に関する指導の手引』では、学校における食育の推進についての基本的な考え方が示されるとともに、食に関する指導の具体的な進め方等が詳しく説明されている。ここでは、国民的課題となった食育を推進するため、食に関する指導のさらなる充実が目指され、その中で学校給食は、教育的な意義が改めて見直され、食育推進に果たす役割に大きな期待がかけられることとなった。また、ここでは、平成17年度から制度化された栄養教諭の職務についても詳しい説明がされており、栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定や教職員・家庭・地域との連携・調整等において中核的な役割を担う職であること、食に関する指導においては、各学校の指導体制の要として食育推進に大きな役割を果たしていくこと等が示され、関係者への理解の促進が図られた。

尚、学校教育での食に関する指導に「食育」という概念が導入されて以降に出されたこの手引では、「学校における食育を推進すること」の定義づけも行われた。ここでは、食に関する指導の目標として、「食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する」、「心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける」、「正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける」、「食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ」、「食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける」、「各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ」の6つを挙げ、「これらの目標の達成に向け、継続性に配慮し、意図的に学校給食を教材として活用しつつ給食の時間をはじめとする関連教科

等における食に関する指導を体系付け、学校教育活動全体を通じて総合的に推進することを、『学校における食育を推進すること』とします」と定義された<sup>53)</sup>。ここに、「食に関する指導」は「学校における食育の推進」へと包摂されて、学校給食とその指導は、学校における食育推進のための重要なファクターとして位置づくこととなる。

学校における食に関する指導は、その後も充実が図られており、平成 20(2008)年 3 月告示の小学校学習指導要領および中学校学習指導要領では、各教科等にわたる通則的事項を示した学習指導要領総則の「教育課程編成の一般方針」において、学校における体育・健康に関する指導として、「学校における食育の推進」が明記されたほか、家庭科や技術・家庭科、体育科や保健体育科等の教科や特別活動においても「食育」という文言を使用した記述が加わっている。また、同年 6 月には学校給食法が大きく改正され、第 1 条「この法律の目的」、第 2 条「学校給食の目標」が「食育」の観点を踏まえた記述となるなど、学校給食が栄養の補給のみを目的とするものではなく、教育活動の一環であることがより一層明確になった。そして、これらを受けて平成 22(2010)年には、『食に関する指導の手引—第 1 次改訂版—』が刊行されている<sup>54)</sup>。学校教育において本格的に食育が推進され、定着に向けた指導体制が整備されていくなか、学校給食とその指導も、食に関する指導において重要な役割を担うことになったと捉えることができよう。

## 結びにかえて

戦後に再開された学校給食は、学校給食の実施がまだ困難であった時代から教育活動の一環として位置づけられ、学校給食法に掲げられた目標の実現を目指して、その時代その時代ごとに教育的な意義を付加しながら実施され、今日に至っている。本稿では、学習指導要領および文部省（文部科学省）発行の学校給食指導に関わる手引書等の内容を手がかりとして、教育課程における学校給食指導の変遷をたどった。ここでは、戦後、教育活動の一環として教育課程に位置づけられた学校給食が、当初より現在の「食育」の理念と親和性が高く、「学校における食育」の基盤となるものであったことが確認されるとともに、学校給食の指導が、時代とともに教育的な意義を付加しながら食育へと包摂されていく過程が明らかになった。

今日、学校における食育推進のための重要なファクターとなった学校給食であるが、その一方では、食育の推進において根本的な問題を抱えていることにも留意しておく必要がある。学校における食育の推進は、学校給食の実施を前提として構想されており、栄養教諭制度の創設をはじめとする食に関する指導体制の整備を主軸として進められてきた。しかし、学校給食の実施は努力義務にとどまっているため、学校給食を実施していない学校が存在するほか<sup>55)</sup>、各学校における食育推進の要としての役割を担う栄養教諭の配置も十分に進んでいるとは言い難い。平成 24 年度の「学校給食実施状況調査」における「栄養教諭・学校栄養職員配置状況」に



よれば、同年 5 月 1 日現在の国公立の小・中学校における栄養教諭配置数は 4,021 人で、全栄養教諭・学校栄養職員に占める割合は 38%弱に過ぎない状況である<sup>56)</sup>。その意味において、学校における食育の推進は未整備な土台の上での食育の推進になっていると言えるであろう。また、学校給食はその当初より様々な政策的な側面をもち、時々の政策課題を内包してきた。学校における食育の推進に学校給食が重要なファクターとして据えられた背景には、これらの政策的な意図も存在していると考えられる。ここでは紙幅の関係上触れることができなかったが、学校給食および食育の推進と展開にかかわる政策的な影響の分析を今後の課題として本稿を終える。

## <注>

- 1) 中央教育審議会答申「食に関する指導体制の整備について」(平成 16 年 1 月 20 日)。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04011502.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/04011502.htm)、2012 年 9 月 11 日取得。
- 2) 食育推進基本計画の第 3 の 2「学校、保育所等における食育の推進」において、「平成 17 年度から制度化された栄養教諭は、学校全体の食に関する指導計画の策定、教職員間や家庭、地域との連携・調整等において中核的な役割を担う職である。また、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、全都道府県における早期の配置が必要である。」と記述されている。
- 3) 食育白書の第 2 章第 2 節 1「学校における食育の推進」において、「栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を活かして学校における食育推進の要として、献立作成や衛生管理等の学校給食の管理と学校給食を活用した食に関する指導を一体的に展開することにより、教育上の高い相乗効果をもたらすことが期待されている。」と記述されている。
- 4) 林晋「学校教育の新たな制度は定着するか(栄養教諭制度創設/薬学教育の年限延長)－学校教育法等一部改正(特集 第 159 回国会の論議の焦点)」、立法と調査(243)、2004 年、44-47 頁(参議院事務局)。
- 5) 川越有見子「栄養教諭制度の創設過程に関する考察－審議経過を中心に」東北大学大学院教育学研究科研究年報 56(1)、2007 年、173-200 頁、川越由美子「栄養教諭制度に関する国会審議の分析と考察」東北大学大学院教育学研究科研究年報 56(2)、2008 年、53-82 頁。
- 6) 荷見武敬・根岸久子『学校給食を考える』、日本経済評論社、1993 年、34-37 頁。
- 7) 本節 1.(1)の学校給食の歴史についての記述は、文部省/日本学校給食会『学校給食の発展』第一法規出版、1976 年、1-68 頁、文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、1972 年、798-800 頁を参照した。
- 8) アジア救済公認団体(LARA; Licensed Agencies for Relief in Asia)。アメリカ合衆国救済統制委員会が 1946 年に設置を認可した援助団体。
- 9) 文部省/日本学校給食会『学校給食の発展』第一法規出版、1976 年、1-68 頁。および、文部省『学制百年史』帝国地方行政学会、1972 年、798-800 頁。
- 10) 占領地域救済政府資金(GARIOA; Government Appropriation for Relief in Occupied Area)。アメリカ政府が占領地における疾病や飢餓などによる社会不安を防止するために支出した援助資金。
- 11) 前掲書 9)。
- 12) 文部省/日本学校給食会『学校給食の発展』第一法規出版、1976 年、57-68 頁。
- 13) 文部省『学校給食を中心とする学習指導 昭和 27 年(1952)版』(非売品)、1952 年、全 103 頁。
- 14) 前掲書 13) まえがき。
- 15) 前掲書 13) 付録(1)、79-81 頁。
- 16) 前掲書 13)、5 頁。
- 17) 前掲書 13)、5-6 頁。
- 18) 前掲書 13)、7-13 頁。
- 19) 文部省『小学校学習指導要領』昭和 33 年改訂、昭和 33 年 10 月 1 日施行。本稿で参照した学習指導要領は国立政策研究所学習指導要領データベースより取得した。(https://www.nier.go.jp/guideline/)
- 20) 文部省『中学校学習指導要領』昭和 33 年改訂、昭和 33 年 10 月 1 日施行。
- 21) 文部省『学校給食指導の手びき(小学校編)』東洋館出版社、1962 年、全 53 頁。
- 22) 前掲書 21)、1-6 頁。
- 23) 前掲書 21)、9-14 頁。

- 24) 前掲書 21)、14-19 頁。
- 25) 文部省『小学校学習指導要領』昭和 43 年改訂、昭和 46 年 4 月施行。
- 26) 文部省『中学校学習指導要領』昭和 44 年改訂、昭和 47 年 4 月施行。
- 27) 文部省『学校給食指導の手びき（小学校編）』東洋館出版社、1971 年、全 43 頁。
- 28) 前掲書 27)、1-2 頁。
- 29) 前掲書 27)、4-5 頁、および「はしがき」。
- 30) 前掲書 27)、7-12 頁。
- 31) 文部省『小学校学習指導要領』昭和 52 年改訂、昭和 55 年 4 月施行。
- 32) 文部省『中学校学習指導要領』昭和 52 年改訂、昭和 56 年 4 月施行。
- 33) 文部省『新学校給食指導の手びき－思いやりの心とたくましい体づくりを目指して－』東洋館出版社、1984 年、全 134 頁。
- 34) 前掲書 33)、9-12 頁。
- 35) 前掲書 33)、13-23 頁。
- 36) 前掲書 33)、24-31 頁。
- 37) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19880701002/t19880701002.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19880701002/t19880701002.html)、2012 年 9 月 11 日取得。
- 38) 文部省『小学校学習指導要領』平成元年改訂、平成 4 年 4 月施行。
- 39) 文部省『中学校学習指導要領』平成元年改訂、平成 5 年 4 月施行。
- 40) 文部省『学校給食指導の手引』慶應義塾大学出版会株式会社、1992 年、全 123 頁。
- 41) 前掲書 40)、1-2 頁「まえがき」および 9-14 頁。
- 42) 文部省『小学校指導書特別活動編』、東山書房、1989 年、57 頁。
- 43) 文部省『中学校指導書特別活動編』、ぎょうせい、1989 年、80 頁。
- 44) 前掲書 40)、15-18 頁。
- 45) 「第 5 章 健康教育における学校栄養職員の役割」として、81 頁-101 頁に渡って記述されている。尚、同書は、本文が全 107 頁、資料編 111-123 頁で構成されている。
- 46) [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/t19860313001/t19860313001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19860313001/t19860313001.html)、2012 年 9 月 11 日取得。
- 47) 文部省『小学校学習指導要領』平成 10 年改訂、平成 14 年 4 月施行。
- 48) 文部省『中学校学習指導要領』平成 10 年改訂、平成 14 年 4 月施行。
- 49) 文部省『小学校学習指導要領』平成 20 年改訂、平成 23 年 4 月施行。
- 50) 文部省『中学校学習指導要領』平成 20 年改訂、平成 24 年 4 月施行。
- 51) 平成 10 年の学習指導要領の改訂後、平成 12 年に文部科学省(文部省)は『食に関する指導参考資料』(東山書房)を刊行している。ここでは、食に関する指導の目標や基本的な考え方、栄養教育推進モデル事業のモデル校における取り組み、特色ある食に関する指導の実践事例などがまとめられ、教育現場に示された。尚、同書の中では、「食に関する指導」という文言の使用についても触れられており、「平成 9 年 9 月の保健体育審議会答申においては、生涯にわたる心身の健康を保持増進する観点から、様々な内容の提言を行っています。特に、健康の大切さを認識できるようにするとともに、心の健康の問題、近年における食生活をはじめとする生活習慣の乱れ、生活習慣病などの健康課題に適切に対処するためには、早い時期からヘルスプロモーションの考え方を生かした健康教育を推進することの必要性が指摘されています。その中で、『栄養教育』に代わって、食生活全体にわたる『食に関する指導』が用いられるようになりました。」(p.8)と記述されている。
- 52) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/07061818.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/07061818.htm)、2011 年 5 月 25 日取得。(文部科学省『食に関する指導の手引』東山書房、2007 年)
- 53) 前掲書 52)、6-7 頁。
- 54) [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1292952.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm)、2011 年 5 月 25 日取得。(文部科学省『食に関する指導の手引－第 1 次改訂版－』東山書房、2010 年)
- 55) 平成 24 年度「学校給食実施状況調査」「学校給食実施状況」表によれば、同年 5 月 1 日現在の完全給食実施率(学校数)は国公私立小学校で 98.2%、国公私立中学校で 78.1%である。  
(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001052057&cycode=0>、2014 年 5 月 16 日取得。)
- 56) 平成 24 年度「学校給食実施状況調査」「栄養教諭・学校栄養職員配置状況」表より算出。  
(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001052057&cycode=0>、2014 年 5 月 16 日取得。)

主指導教員（雲尾周准教授）、副指導教員（高木幸子教授・山口智子准教授）